

[事案 24-199] 転換契約無効請求

・平成 25 年 4 月 24 日 裁定終了

<事案の概要>

転換時に虚偽の説明等があったとして、転換契約の無効および保険料の差額の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 61 年 5 月に定期保険特約付終身保険に加入し、平成元年 8 月に転換したが、下記の理由から、転換を無効とし、転換前契約と転換後契約の保険料の差額を返還してほしい。

- (1)平成元年 6 月の転換申込時、募集人から「転換すれば 75 歳から設計書記載の長寿祝金等(老後設計資金および長寿祝金)の金額が支払われる」との確約があった。
- (2)実際の転換後契約の長寿祝金等の支払額が、転換申込時に説明を受けた金額から変動するのであれば、支払保険料が増額となる転換はしなかった。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、転換申込時、設計書記載の長寿祝金等が確定した金額であるとの説明はしていない。
- (2)仮に、申立人が設計書記載のとおり長寿祝金等が支払われると考えたとしても、将来の予測が外れただけであり、錯誤があったと評価することはできない。
- (3)仮に、申立人に錯誤があったとしても、錯誤したことについて重大な過失があった。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人が、平成元年 6 月の本契約の転換申込みは、保険料払込期間満了後に支払われる長寿祝金等が確定した金額であると錯誤(民法 95 条)して行なわれたものであるから無効であると主張しているものと解し、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、下記のとおり申立内容は認められないことから、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 下記のとおり、申立人が、長寿祝金等が確定した金額であると募集人から言われ、そのように錯誤したと認めることはできない。
 - (1)設計書記載の長寿祝金等の金額には「約」を付された金額が記載されており、確定した金額が記載されているわけではない。
 - (2)設計書には、長寿祝金等が配当金を原資とするものであり変動(増減)することがある旨や、将来の支払いを約束するものではない旨が記載されている。
 - (3)募集人が保険契約を説明するのに際して、設計書の記載に反する説明をすることは通常考え難いこと、および他に募集人が設計書に反する説明をしたという証拠がないことから、募集人が長寿祝金等が確定した金額であると説明したと認めることは困難である。
2. 仮に、錯誤が認められるとしても、募集人から上記のとおり設計書による説明を受け、申込書に署名・押印した申立人には、錯誤に陥ったことについて重大な過失があったと言わざるを得ず、無効を主張することはできない。